

ほろにかが

平成29年1月17日
全国卸売酒販組合中央会

「年頭所感」

国税庁酒税課長
田村 公一

平成29年の年頭に当たり、全国卸売酒販組合中央会傘下の組合員の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。日頃は、酒税及び酒類行政はもとより、税務行政全般について御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この場をお借りいたしまして、最近の酒類業を取り巻く環境や今後の酒税及び酒類行政の取組について、所感を申し述べたいと思います。

酒税に関する最近の話題について申しますと、昨年末に公表された平成29年度税制改正大綱において、酒税改革が盛り込まれました。具体的な内容としては、ビール系飲料の税率一本化等の税率構造の見直しやビール等の定義の見直しなど酒税体系の根幹に関わるような改正などが含まれております。

このような大きな酒税改革に向けた動きが出ている中で、「酒類業の健全な発達」を任務とする国税庁としては、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者の皆様や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、本年も様々な取組を行ってまいります。

第一に、「酒類の公正な取引環境の整備」について申し上げます。

国税庁では、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、国税庁が定める指針の周知・啓発を行うほか、この指針に則り、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者に対して、調査を実施しています。

また、昨年5月に、議員立法により酒税法等の一部改正法が成立し、同年6月に公布されました。

この改正法では、財務大臣は、酒類業者が遵守すべき公正な取引の基準（以下「基準」という）を定めるとともに、基準を遵守しない酒類製造業者等に対

して、指示・公表・命令をすることができ、命令違反に対しては、免許の取り消しができること等としております。

施行については、公布後1年を超えない範囲内において政令で定める日からすることとされており、「過度な価格競争の防止」という法改正の背景とともに、酒類業者の「適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意」するという法律の規定を踏まえ、現在、「基準」の策定に向けた準備作業を進めています。

国税庁としては、これらの改正内容の周知・啓発に努めるとともに、施行後は的確な執行にしっかりと取り組んでまいります。組合員の皆様方におかれましても、基準及び指針に即した公正な取引の確保をお願いいたします。

第二に、「社会的要請への対応」について申し上げます。

平成26年6月にアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康保護、安心社会の実現を目的とした「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、昨年5月に基本計画が閣議決定されました。国税庁としては、本計画を踏まえ、今後とも酒類業界と一体となって、酒類販売管理者制度を活用しつつ、未成年者や妊産婦など飲酒すべきではない者の飲酒の誘因防止やアルコール健康障害の発生防止等の取組を推進するなど、酒類業を取り巻く諸課題に積極的に対応してまいりたいと考えております。

第三に、「酒類業の振興」について申し上げます。

国税庁では、「日本再興戦略2016」や「農林水産業の輸出力強化戦略」などを踏まえ、官民一体となって日本産酒類の輸出拡大・輸出環境整備に関する取組を進めているところです。昨年の日本産酒類の輸出動向を見ますと、引き続き順調に推移しており、10月には年累計輸出額が350億円を突破いたしました。これもひとえに組合員の皆様をはじめとする酒類業者の皆様の御努力、御尽力の賜物であると考えております。今後も日本産酒類の輸出拡大・輸出環境整備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、TPP、日EU・EPA等の国際交渉を通じて、海外における関税の撤廃、非関税障壁の改善、日本の地理的表示の保護を要求しております。

特に、海外における日本産酒類の地理的表示の保護は、ブランド価値向上等に有効と考えており、様々な国際交渉を通じて適切な保護が行われるよう働きかけを行ってまいりたいと思っております。

加えて、国際会議等の場を活用した日本産酒類のPR、酒類の品質評価、安全性等に関する情報発信等にも取り組んでいます。昨年は、伊勢志摩サミットやリオ・オリンピック・パラリンピックをはじめとして、海外での日本食イベントなどにも職員を派遣し、日本産酒類のPRを行いました。引き続き、国際的なイベント等の場を活用した日本産酒類のPRに努めてまいりたいと思っております。

また、国税庁では、中小事業者が多くを占める酒類業者が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、業界動向を客観的に把握・分析し、その結果や酒類業者による経営革新等の取組事例を国税庁ホームページで情報提供するほか、

経営指導の専門家等を講師とした中小酒類業者向けの研修会やセミナーを開催するなどし、その経営改善等に向けた自主的な取組を支援しています。

さらに、酒類に関する各種イベントについて後援を行い、その開催の支援も行っております。

引き続き、関係府省・機関とも連携しながら、酒類業者の方々の自主的な取組に対する支援に努めてまいります。

このほか、課税等のための分析・鑑定、その理論的裏付けとなる研究・調査のほか、酒類製造者の技術力の維持強化の支援、酒類の品質・安全性確保等については、引き続き、独立行政法人酒類総合研究所と情報交換・連携を図り、適切に対応してまいります。

結びに、新しい年、平成29年が組合員の皆様方にとりまして、御多幸と御繁栄の年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。